

特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、「ます淵ダムゲート・バルブ設備保守点検業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、ます淵ダムゲート・バルブ設備の機能保持を目的として、設備の保守点検を行うものである。

3 業務内容

業務内容は、「保守点検作業要領書」による。

また、当該要領書に記載されていない事項及び詳細な保守点検方法等は、社団法人 ダム・堰技術協会の「ダム・堰施設技術基準（案）」並びに同協会の「ゲート点検・整備要領（案）」によるものとする。

4 点検実施日

本契約による保守期間内の点検は、担当者と期日を打ち合わせて決定し、期日にあたっては担当者の承諾を得た後実施すること。

5 遵守事項

- (1) 道路法、道路運送車両法、道路運送法及び道路交通法
- (2) 電気事業法及び電気設備技術基準
- (3) 労働安全衛生法、労働安全衛生規則等
- (4) 土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針
- (5) 福岡県土木共通仕様書
- (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気、機械、建築工事）
- (7) その他関係法令、規則等

6 不具合の対応

受託者は点検対象に不具合を発見し、且つそれが動作上重大な支障を来すものである場合、出水期までに問題を解消するよう努めるものとする。

7 交換部品、消耗品等

受託者は本仕様書に基づく保守に当たり部品交換の必要が生じた場合は担当係員の承諾を得て交換を行うこと。交換部品は当事務所の負担とする。

ただし、ウエスその他軽微な部品類及びその取替は本契約に含むものとする。

8 緊急時の対応

受託者は保守点検期間中の障害について通知を受けた場合は、すみやかに技術者を派遣し調査を行い、原因及び修理方法について監督職員と協議を行うこと。

9 提出書類

受託者は契約締結後、次の関係書類を提出すること。

- (1) 履行計画書 1部（契約後速やかに監督職員に提出のこと）
 1. 業務内容
 2. 全体工程表
 3. 履行体制（点検組織、連絡体制）
 4. 安全管理

5. その他（準備測定器一覧、点検報告書様式雛形等）

なお、履行計画書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書面を提出すること。

- (2) 詳細工程表 1部（各定期点検実施前に監督職員に提出のこと。）
- (3) 点検報告書 ファイル2部
 - 1. 業務履行結果の概要及び所見
 - 2. 点検報告書（点検記録簿及びデータ類）
 - 3. 点検写真（一連の点検進捗の流れが把握できるよう、整理・編集すること）
報告書はA4ファイルに綴じインデックス等を使用し、内容の整理に努めること。
 - 4. 監督職員が指示した事項及びこれに対する措置事項
- (4) その他委託者が必要と認める図書
 - 1. 業務における指示、承諾及び協議に関する書類
 - 2. 点検対象設備の年間障害発生件数報告書
 - 3. その他必要と認める図書

10 その他

- (1) 管理技術者は、業務の内容を十分理解し、業務を遂行するために十分な経験と技術を有したものを配置すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、建物及び既設設備等を棄損しないように注意することとするが、誤って棄損した場合は監督職員の指示に従って速やかに復旧又は修理するものとする。
- (3) 保守に要する人員、測定器等は全て受託者により確保し実施すること。
- (4) 受託者は、業務に入る前に必ず当ダム管理事務所に立ち寄り、監督職員と業務の内容の確認を行うこと。